

農林漁業セーフティネット資金の概要

【令和5年6月台風2号関連】

1. 台風等災害に対応した特例制度のご案内

沖縄振興開発金融公庫では、台風等災害の影響を受けた農林漁業を営む皆さまが経営の維持安定に必要とされる資金について、通常より有利な条件でご利用いただける融資制度を用意しておりますので、お知らせいたします。

2. 資金の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 貸付対象者 | 農林漁業者（農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方
又は、(個人)粗収益が200万円以上
(法人)農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方) |
| (2) 資金使途 | 経営の維持安定に必要な長期資金 |
| (3) 償還期限（うち据置期間） | 15年以内（3年以内） |
| (4) 貸付金利 | 0.55%、（固定、償還期間 15年の場合、令和5年7月20日時点） |
| (5) 貸付限度額 | 600万円（既往残高と通算） ※1
特認：年間経営費等の6/12以内※1
（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）
別枠：300万円(沖縄農林漁業台風災害支援資金) ※2
※1 新型コロナウイルス感染症による影響及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者については限度額引き上げが認められる場合があります。
※2 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額600万円(特認含む)を超える部分について、「沖縄農林漁業台風災害再建計画(公庫様式)」をご提出いただくことにより、別枠で300万円までご融資可能です。 |
| (6) 担保・保証人 | 担保：ご相談のうえ決めさせていただきます。
保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合は代表者のみ
（経営者保証ガイドラインの適用により徴さないことができる） |

3. 借入手続き

(1) 必要書類

- ・罹災証明書
- ・経営安定計画[個人用または法人用]（別枠を希望する場合は「沖縄農林漁業台風災害再建計画」）
- ・過去3期分の確定申告書類一式（附属明細含む）
- ・所有している不動産（土地・建物）の資産評価証明書
- ・JAや銀行等、公庫以外の借入金の残高証明書と返済予定表
- ・JA等に対する飼料代や資材代等の未払金に関する資料
- ・（法人）代表者の所得証明書、資産評価証明書
- ・その他公庫が依頼する書類

(2) 借入手続きの流れ

- ・必要書類を沖縄振興開発金融公庫へご提出ください。

沖縄公庫宮古支店業務課 (TEL: 0980-72-2446)
沖縄公庫本店農林漁業融資班 (TEL: 098-941-1840)
JAおきなわ各支店金融窓口

○ご留意いただきたい事項

審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。